

## 消費者相談の事例から

# SF商法

楽しく通ううちに  
高額な商品を次々購入！

No. 183

閉め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で販売して雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を販売する「SF商法（催眠商法）」の相談が寄せられています。最近、数カ月以上にわたって販売会を開催し、主に高齢者に個別に声をかけ、次々に高額な商品を販売する事例もみられます。

### 【事例1】

近所の人に「無料で日用品がもらえる」と誘われて会場に出かけた。何度か通ううちに販売員から1対1で勧誘を受けるようになり、3カ月の間に布団、仏具、絵画などを次々に勧められ、断り切れず購入した。総額で100万円以上にもなり、手元にあるお金では支払いきれず、預貯金を取り崩して支払っている。

70歳代 女性

### 【事例2】

高齢の母が折り込み広告を見て会場へ行ったところ、日用品を安く購入できるので、何度も通ったようだ。販売業者から「この健康食品は身体の掃除をしてくれる」との説得を受け、また、会場にいる人から「目がすっきりした」「腰が痛いのが治った」という体験談を聞き、購入した。購入を続けると販売員から特別扱いを受けるのが嬉しくて次々買ってしまったようだ。実家の押し入れから大量の健康食品を見つけ、1年以上通っていたことを知った。母は商品を返したがっている。

50歳代 女性



## ◎消費生活センターより

・高齢者の方へ  
・無料の商品等につられて安易に会場に近づかないことが第一です。  
・勧誘されても不要な商品の購入はきっぱり断りましょう。

・大切な老後の資金を取り崩してまで必要な商品かよく考えてみましょう。

・家族や周囲の方へ

・当事者（本人）に寄り添った話し合いを心がけてください。頭ごなしに否定すると、隠れて通ったり、トラブルに遭っていることを隠す場合もあります。

・認知症の場合には、成年後見制度の利用も検討しましょう。

高齢者が会場に出向く背景にはさまざまな不安があると言われています。出向いた事情を察して接することが大切です。トラブルが解決した後でも、継続的に見守っていくようにしましょう。

お問い合わせは、

消費生活センター（2階）

☎(20)1101、FAX(20)1600へ。

## 文芸コーナー

### 短歌

居りますか居りますよと迎え入れ

皺の笑顔に重なる笑顔 金綱あき子

えんぴつ画スケッチブックより抜け出して

出窓に移動日の目をみてる 木幡 美子

存分に大地の恵み吸い上げて

育てし白菜はポッチャリタイプ 菊地ミトリ

この一日無事に終える有難き

災い多き日々を暮せば 山本 明美

### 俳句

空に延び風香る花皇帝が舞う

石井 秀二

秋深しこよいの月とにあう席

高山登美子

魯山人館あとにはきつりふね

武居 敬子

立冬や今年も会えたさくら花

河野 智子

### 川柳

ドローンに届けてほしい熱いヒザ

千葉加津子

動揺を読まれ笑ってチャラにする

山野井和音

A-1の世にも鶴折る願いごと

福田 研治

金婚へよくぞ続いた泣き笑い

高橋由紀子

クラス会生き生きとして若返り

横田 清

●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。

●投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。

※俳句、短歌、川柳の原稿送付先

〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。